

環境省令第 号

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第四条第三項（同条第四項及び同法第二十九条第二項において準用する場合を含む。）、第五条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項及び第十四条第一項の規定に基づき、廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年三月三十日

環境大臣 小池百合子

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令の一部を改正する省令

廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（平成十年厚

生省令第六十一号)を次のように改正する。

第一条の二第一項第三号二中「指定水域」の下に「又は指定地域」を加え、同号ホ中「指定湖沼」の下に「又は同条第二項の規定により指定された指定地域」を加え、同号ヘ中「規定する瀬戸内海」の下に「又は同条第二項に規定する関係府県の区域(瀬戸内海環境保全特別措置法施行令(昭和四十八年政令第三百二十七号)第三条に規定する区域を除く。)」を加え、同項第四号中「掲げる区域」を「掲げる地域」に、「当該区域」を「当該地域」に改め、同号イ中「第五条第一項第二号イ及び別表二において」を「以下」に、「区域」を「地域」に改め、同号ニ中「区域」を「地域」に改める。

第二条第一項第一号中「別」の下に「及び産業廃棄物の最終処分場においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和四十六年政令第三百号)第七条第十四号イから八に規定する産業廃棄物の最終処分場の別」を加え、同項第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第三号の次に次の二号を加える。

四 対象最終処分場事業に係る最終処分場の埋立容量

五 対象最終処分場事業に係る最終処分場において処分する廃棄物の種類

第二条中第五項を第六項とし、第四項中「（第六条第一項に規定する標準項目を選定しなかった場合にあっては、その理由を含む。）」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにしなければならない。

第二条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事業者は、前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象最終処分場事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにしなければならない。

第四条中「第十一条第一項」を「第十一条第三項」に改める。

第五条第一項第一号イ中「第二条第一項第二号及び第三号」を「第二条第一項第一号から第五号」に改め、同号中八を削り、二を八とし、同号ホ中「種類及び」を削り、ホからトまでを一ずつ繰り上げ、同項第二号ロの中「区域」を「地域」に、「状況」を「環境の保全に関する施策の内容」に改め、同条第二項中「前

項第二号」を「第一項第二号」に改め、「把握する」の下に「とともに、当該情報に係る過去の状況の推移及び将来の状況を把握する」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 事業者は、前項第一号に掲げる情報を把握するに当たっては、当該最終処分場事業に係る内容の具体化の過程における環境保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容について把握するものとする。

第六条第一項中「当たっては」の下に「、対象最終処分場事業に伴う環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性に及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に、「容」を加え、「環境影響を及ぼすおそれがある要因（以下「影響要因」という。）」を「影響要因」に、「標準項目」を「参考項目」に、「」に対して、必要に応じ、項目の削除又は追加を行うことにより」を「を勘案しつつ、前条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ」に改め、同条第二項中「、対象最終処分場事業に伴う影響要因が当該影響要因により影響を受けるおそれがある環境要素に及ぼす影響の重大性について客観的かつ科学的に検討しなければならない。この場合において、事業者は」を削り

、同項第一号中「実施」の下に「（対象最終処分場事業の一部として、対象最終処分場事業実施区域にある工作物の撤去又は廃棄が行われる場合には、当該撤去又は廃棄を含む。）」を加え、同項第二号中「工作物において」の下に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第九条第五項（同法第九条の三第十項及び第十五条の二の五第三項において読み替えて準用する場合を含む。）に規定する最終処分場の廃止までの間に」を、
「含まれるもの（」の下に「当該工作物の撤去又は廃棄が行われることが予定されている場合には、当該撤去又は廃棄を含む。」を加え、同条第三項第一号八(1)中「土壌」を「地形及び地質」に、同号八(3)中「地形及び地質」を「土壌」に改め、同項第三号各号を次のように改める。

イ 景観

ロ 人と自然との触れ合いの活動の場

第六条第五項を削り、同条第四項中「規定による項目の削除は、次に掲げる項目について行うものとする。」を「規定により項目を選定するに当たっては、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、必要に応じ参考項目を選定しないものとする。」に改め、同項第一号中「標準項目」を「参考項目」に改め、「における当該標準項目」を削り、同項第二号中「標準項目」を「参考項目」に、「受ける区域」を「受ける

地域」に改め、「における当該標準項目」を削り、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 事業者は、第一項の規定により項目を選定するに当たっては、必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。

第六条中第六項を削り、第七項を第六項とし、第八項中「及び同項の規定により項目の削除を行った場合にあつてはその理由」を削り、同項を同条第七項とする。

第七条第三号中「及び」を「又は」に改め、同条第五号を削り、同条第四号中「前条第三項第三号イ」を「前条第三項第三号ロ」に改め、「場の」の下に「状態及び利用の」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 前条第三項第三号イに掲げる環境要素に係る選定項目については、景観に関し、眺望の状況及び景観資源の分布状況を調査し、これらに対する環境影響の程度を把握できること。

第七条第六号中「及び温室効果ガス等に関し、」を「に関してはそのらの発生量、最終処分量その他の環

境への負荷の量の程度を、温室効果ガス等に関しては」に改める。

第八条の見出しを「（参考手法）」に改め、同条第一項中「標準項目」を「参考項目」に改め、「当たつては」の下に「、別表第一備考第二号に掲げる一般的な事業の内容と事業特性との相違を把握した上で」を加え、「標準的な」を「参考となる」に、「標準手法」を「参考手法」に、「基準として」を「勘案しつつ、第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性を踏まえ」に改め、後段を削り、同条第二項中「簡略化手法」を「前項の規定により手法を選定するに当たつて」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より簡略化された調査又は予測の手法を」に改め、同項第一号中「標準項目」を「参考項目」に改め、同項第二号中「標準項目」を「参考項目」に、「受ける区域」を「受ける地域」に改め、同項第三号中「標準項目」を「参考項目」に改め、同項第四号中「標準項目」を「参考項目」に、「標準的な」を「参考となる」に改め、同条第三項中「重点化手法」を「第一項の規定により手法を選定するに当たつて」に、「場合に」を「場合は、必要に応じ参考手法より詳細な調査又は予測の手法を」に改め、同項第一号中「標準項目」を「参考項目」に改め、同項第二号中「掲げる区域」を「掲げる地域」に、「標準項目」を「参考項目」に改め、同号イから八までの規定中「標準項目」を「参考項目」に、「区域」を「地域」に改める。

第九条第一項中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、地域特性を踏まえるに当たっては、当該地域特性が時間の経過に伴って変化することに留意するものとする。

第九条第一項第一号中「現状」を「状況」に改め、同項第二号中「専門家」の下に「等」を加え、同項第三号中「対象とする区域」を「対象とする地域」に、「調査区域」を「調査地域」に、「おそれがある区域」を「おそれがある地域」に、「認められる区域」を「認められる地域」に改め、同項第四号中「当該地点」の下に「第五項及び」を加え、「調査の対象範囲として適当である」を「地域を代表する地点その他の調査に適切かつ効果的である」に改め、同項第五号中「時間帯」の下に「第五項及び」を加え、同条第三項中「把握できるよう」の下に「に、年間を通じた調査に係るものについては、必要に応じて観測結果の変動が少ないことが想定される時期に開始するように」を加え、同条第五項中「調査区域」を「調査地域、調査地点及び調査期間等」に、「出所」を「出自」に改める。

第十条第一項中「勘案し」を「踏まえ」に改め、同項第二号中「区域」を「地域」に改め、同項第三号中「踏まえ」の下に「、地域を代表する地点」を加え、同項第四号中「定常状態になる時期」の下に「及び影

響が最大になる時期（最大になる時期を設定することができる場合に限る。）」を加え、同条第三項中「時期については、」の下に「工事が完了した後の土地若しくは工作物の」を加え、「又は」を「、」に改め、「変化する場合」の下に「又は対象最終処分場事業に係る工事が完了する前の土地若しくは工作物について供用されることが予定されている場合」を加え、同条第四項中「区域」を「地域」に、「妥当性を」の下に「予測の結果との関係と併せて」を加え、同条第五項中「区域」を「地域」に改め、「状況」を「」の下に「明らかにできるように整理し、これを」を、「において、」の下に「当該地域の」を加え、「国又は関係地方公共団体が有する」を「関係地方公共団体が有する」に改め、同条第六項に後段として次のように加える。

この場合において、必要に応じ予測の前提条件を変化させて得られるそれぞれの予測の結果のばらつき程度により、予測の不確実性の程度を把握するものとする。

第十一条第一号中「評価する手法であること。」を「検討すること。」に改め、この場合において、評価に係る根拠及び検討の経緯を明らかにできるようにすること。「」に改め、同条第二号中「場合には」の下に「、当該基準又は目標に照らすこととする考え方を明らかにしつつ」を加え、「保たれているかどうかを評価する手法であること。」を「図られているかどうかを検討すること。」に改め、この場合において、工事の実施に当たって長期

間にわたり影響を受けるおそれのある環境要素であつて、当該環境要素に係る環境基準が定められているものについては、当該環境基準と調査及び予測の結果との間に整合が図られているかどうかを検討すること。」に改める。

第十二条第一項中「第五条の規定により把握した事業特性及び地域特性に関する情報を踏まえ、必要に応じ専門家その他の環境影響に関する知見を有する者の助言を受けて選定しなければならない。」を「必要に応じ専門家等の助言を受けて選定するものとする。この場合において、当該助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を明らかにできるよう整理しなければならない。」に改める。

第十四条第二項中「第十六条第四号及び第五号において」を「以下」に改める。

第十六条第一項に次の一号を加える。

六 代償措置にあつては、当該代償措置の効果の根拠及び実施が可能と判断した根拠

第十六条に次の一項を加える。

2 事業者は、第十四条第一項の規定による検討を段階的に行つたときは、それぞれの検討の段階における環境保全措置について、具体的な内容を明らかにできるよう整理しなければならない。

第十七条第一項中「予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずることとする場合又は効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずることとする場合」を「次の各号のいずれかに該当すると認められる場合」に改め、同項に次の各号を加える。

一 予測の不確実性の程度が大きい選定項目について環境保全措置を講ずる場合

二 効果に係る知見が不十分な環境保全措置を講ずる場合

三 工事の実施中及び土地又は工作物の供用開始後において環境保全措置の内容をより詳細なものにする場合

四 代償措置を講ずる場合であつて、当該代償措置による効果の不確実性の程度及び当該代償措置に係る知見の充実の程度を踏まえ、事後調査が必要であると認められる場合

第十八条第一項第一号中「第三号」を「第五号」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同条第二項中「第五項」を「第六項」に、「第二条第二項中」を「第二条第三項中」に、「第五条第二項」を「第五条第三項」に、「同条第三項中」を「同条第四項中」に、「同条第四項中」を「同条第五項中」に改め、「法第十四条第一項第五号」との下に

「、同条第六項中「法第五条第二項」とあるのは「法第十四条第二項において準用する規定」とを加え、同条第三項中「第十一条第三号」を「第十一条」に、同条第四項中「及び第十六条各号に掲げる事項」を「

、第十六条第一項各号に掲げる事項及び同条第二項の規定による具体的な内容」に改める。

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第六条関係）

附 則

1 この省令は、平成十八年九月三十日から施行する。ただし、第一条の二の改正規定及び附則第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 事業者がこの省令の施行の日（以下「施行日」という。）前に法第七条の規定に基づく方法書の公告を行っている対象最終処分場事業については、この省令による改正後の廃棄物の最終処分場事業に係る環境影響評価の項目並びに当該項目に係る調査、予測及び評価を合理的に行うための手法を選定するための指針、環境の保全のための措置に関する指針等を定める省令（以下「改正省令」という。）（第二条の規定の

適用については、なお従前の例による。

3 事業者が施行日前に法第十六条の規定に基づく準備書の公告を行っている対象最終処分場事業については、改正省令第二条から第十九条第一項までの規定の適用については、なお従前の例による。

4 事業者は、施行日前においても、改正省令第二条から第十八条までの規定の例により、方法書の作成等を行うことができる。

5 前項の規定により方法書の作成等が行われた対象最終処分場事業については、施行日において、改正省令の相当する規定により当該方法書の作成等が行われたものとみなす。